

## 特別養護老人ホーム草の家ひだまり（ユニット型指定介護老人福祉施設）

# 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が設置経営する特別養護老人ホーム草の家ひだまり（以下、「事業所」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護婦・ケアワーカー等（以下、「職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者」という。）に対し、適正なユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下、施設サービス）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の職員等は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことが出来るように支援する。

2 事業所の職員等は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム草の家ひだまり
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市斑目 301-1 番地
- (3) ユニット数 4 ユニット
- (4) 定 員 1 ユニット毎に 10 人（計 40 人）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1 人（常勤・兼務）  
管理者（施設長）は、事業所の職員等及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 人以上（常勤・兼務）  
生活相談員は、利用者の入退所業務を行うと共に自らも施設サービスの提供にあたるものとする。
- (3) 介護支援専門員 1 人以上（常勤・兼務）

- 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1人以上(常勤・兼務)  
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に当たる。
- (5) 医師 1人以上(嘱託・兼務)  
医師は、要介護者の健康管理及び療養上の指導に当たる。
- (6) 看護職員 2人以上(常勤・兼務3人、非常勤・兼務1人)  
看護職員は、要介護者の健康管理に当たる。
- (7) 介護職員 16人以上(常勤・兼務12人以上、非常勤・兼務4人以上)  
介護職員は、施設サービスの介護等の提供に当たる。
- (8) 管理栄養士 1人以上(常勤・兼務)  
管理栄養士は、食事の提供に当たり、バランスの良い栄養価を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。
- (9) 事務員 1人以上(常勤・兼務、非常勤・兼務)  
事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能とする。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法の定める施設介護サービス費によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする(介護保険負担割合証の利用者負担の割合による)。

- (1) 食事・入浴・排泄等の介護
- (2) 相談及び援助
- (3) 生活上の便宜の供与
- (4) 日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 療養上の世話

2 入所者の居住に要する費用については、その居住環境の違いに応じ、必要となる費用(以下「居住費」)の額の支払いを受けることができるものとし、その居住費の額は別表に定めるものとする。

3 入所者の食事及び栄養管理については、個別の栄養ケア計画に基づき、その食事、摂食、嚥下機能に応じた食形態等、低栄養状態の予防・改善に努めるとともに、入所者の嗜好等に配慮した食事を提供するものとし、その費用については、別表に定める額の支払いを受けることができるものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても支払いを受けることができる。尚、次の各号に掲げるサービスについては、利用者の希望のあった場合に提供するものとし、その費用の額は別表により定めるものとする。

- (1) 病院受診時及び入退院の送迎
  - (2) 預り金等の管理
  - (3) 理美容（実費）
  - (4) 教養娯楽の提供
  - (5) レクリエーション（手芸等）
  - (6) 行事食
  - (7) 事務代行
  - (8) コピーサービス
  - (9) おやつ
- 5 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第7条 施設サービスを利用する者は、次に掲げることに留意し、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づいて供与されるものである。
- (2) 喫煙は、指定した喫煙コーナーで行うこと。
- (3) 他の利用者及び職員等に対し、秩序を乱す言動を行わないこと。
- (4) 外出・外泊は、家族の付添い又は職員等が付き添うこととし、一人での外出・外泊はしないこと。
- (5) 共用のトイレ・テレビ等については、利用者同士の話し合いで仲良く使用すること。
- (6) 入浴に際しては、入浴の適否等職員等の判断に基づいて行う。
- (7) 預り金の管理については、利用者の要求により、別に定める「入所者預り金取扱規程」に基づいて行うものとする。
- (8) 衣類等には、必ず氏名を記入する。
- (9) 第6条に規定する利用料金は、当月分を翌月27日までに指定金融機関への口座振替又は振込みにより納入するものとする。
- (10) 利用に際しては、原則として身元保証人1名を必要とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 職員等は、施設サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事

態が生じたときは、速やかに嘱託医師又は主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者（施設長）に報告し、身元保証人に連絡・報告する。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的（年4回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、利用者が火災等の災害により緊急避難が必要とする事態が生じたときは、利用者に対して必要な措置を講じる。

（虐待の防止のための措置）

第10条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備し、適切に実施するための担当者を置く。
- （3）職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）事業所及び職員等は、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（サービス提供記録の保存）

第11条 施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面等に記載し、その完結の日から5年間以上保存する。

（秘密の保持）

第12条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職後も同様とする。

2 事業所の管理者（施設長）は、従業者であった者が、前項を遵守するよう、その必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（入退所）

第14条 事業所は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものに対し、施設サービスを提供するものとする。

2 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

る。

- 3 事業所は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。また、入退所の判定にあたっては、「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、入退所における透明性・公平性を確保し、かつ介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に努めるものとする。
- 4 事業所は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

(苦情処理)

- 第15条 事業所はこの事業の実施に当たり、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う照会等に応じ、入所者からの苦情に関し保険者及び国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等)

- 第16条 事業所の職員等は、入所者に対する施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし、その記録については、書面等により5年間以上保存するものとする。

(その他)

- 第17条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福祉会と事業所の管理者（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。